

## 水道法改正と民営化について

### ～ 民営化しません ～



令和元年10月1日施行の水道法は、水道事業の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給するために改正されたものです。基盤強化の方策として、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進などの施策が掲げられました。

官民連携のひとつとして、コンセッション方式（施設の所有権を自治体が保有したまま、民間企業にその運営を委ねる方式）が水道事業の民営化として取り上げられていますが、水道企業団では、現在のところ水道事業の民営化については考えておりません。安心して安全な水道水をみなさまにお届けできるよう、これからも効率的な運営に努めてまいります。